（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

第三条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同条第二項第二号中「、貸与機関」を削り、同項第六号中「、指定金融機関又は貸与機関」を「又は指定金融機関」に改め、同号ハを削る。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部改正）

第四条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成二十三年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条を削り、第七条を第五条とし、第八条を第六条とする。

（経済産業省組織令の一部改正）

第五条　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第百五十条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第百六十条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二章　経過措置

第六条　小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（以下この条において「活性化法」という。）附則第三条第五項の規定による都道府県の国への償還は、活性化法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「施行日」という。）における活性化法第九条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項の小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る国からの貸付金の未貸付額に係るものについては平成二十八年八月三十一日までに、施行日後において支払を受けた当該事業に係る貸付金の償還金に係るものについてはその支払を受けた償還金に係る歳入の所属年度の翌年度の八月三十一日までに行わなければならない。

附　則

この政令は、平成二十七年三月三十一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　宮沢　洋一

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十一号

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二十六条第一項第八号二の規定に基づき、この政令を制定する。

特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二十六号中「第二条第一項」の下に「又は第二条の二第一項」を、「行う役務の提供」の下に「又は同法第二十五条の九の二に規定する役務の提供」を加える。

附　則

この政令は、社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十六号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　宮沢　洋一

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十二号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「八千八百円」を「八千七百円」に改める。

第四条の二第二項第一号中「十万四千二百九十円」を「十万四千五百七十円」に改め、同項第二号中「五万六千七百九十円」に改め、同項第三号中「五万二千百五十円」を「五万二千二百九十円」に改め、同項第四号中「二万八千三百円」を「二万八千四百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第三条第一項及び第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三